



国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所
☎0282(22)4131

平成30年分公的年金等の源泉徴収票が発送されます！

日本年金機構から、平成30年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を事由とする年金を受け取られた皆様に、平成30年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする平成30年分公的年金等の源泉徴収票が1月中旬から送付されます。

公的年金等の源泉徴収票は、所得税及び復興特別所得税の確

定申告の際の添付書類として必要となります。

なお、障がい年金や遺族年金は所得税や復興特別所得税の課税対象になっていないため（非課税）、障がい年金や遺族年金を受けている人には源泉徴収票は送付されません。

万一、源泉徴収票を紛失された場合や届かない場合には、日本年金機構のねんきんダイヤルにおいて源泉徴収票の再発行の受付を行っています。発送まで2週間程度かかりますので、お急ぎの方は栃木年金事務所へお問い合わせください。

源泉徴収票は日本年金機構に登録されている受給者の住所宛に送付されます。

また、来訪による源泉徴収の再交付の受付、その他の年金の相談については年金事務所及び年金相談センターで受け付けて

います。

お問い合わせ等の際は、年金証書等の基礎年金番号・年金コードがわかるものをご用意ください。

ねんきんダイヤル

☎0570(05)1165

050から始まる電話からかける場合は☎03(6700)1165

■受付時間

月曜日

午前8時30分～午後7時

火～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日

午前9時30分～午後4時

月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開庁日初日に午後7時まで相談をお受けします。

祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

20歳になったら国民年金加入手続きを忘れずに！

国民年金は、日本に住む20歳から60歳の方が加入する制度です。

やがて訪れる長い老後生活の保障だけでなく、病気・けがにより障がいが残ったときなど、生活の安定を損なうような「万が一」の事態にあなたやあなたのご家族をサポートします。

■手続方法

20歳の誕生日の前月末頃に、日本年金機構より「国民年金加入のご案内」という封書が届きます。届きましたら市民課で加入の手続きをしてください。

※すでに第2号被保険者（厚生年金・共済組合等の加入者）となっている方が20歳になったとき、引き続き厚生年金等に加入している場合は、手続きの必要はありません。

なお、第2号被保険者に扶養

されている配偶者の方が20歳になったときは、第2号被保険者の勤務先を経由して第3号被保険者の加入手続きを行うことになります。

■受付窓口 市民課

■お持ちいただく物

国民年金被保険者資格取得届書（同封の書類）、印鑑

■手続き終了後の流れ

①年金手帳が届きます

保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。

厚生年金保険の被保険者だった方、共済組合に加入していた方、障がい・遺族年金を受給している方（していた方）には送付されません。

②保険料納付書が届きます

平成30年度の国民年金第1号被保険者の保険料（定額）は月額16,340円で、毎月保険料を納める必要があります。

定額保険料のほかに月額400

円を追加して納付することにより、将来の老齢基礎年金を増額することができる付加保険料の加入や前納を希望される場合はお申し出ください。

なお、経済的な事情で保険料を納められないときのために保険料免除制度があります。一定の基準を満たしていれば申請により全額または一部保険料が免除されます。

学生の方には学生納付特例制度があり、50歳未満で納付困難な方には納付猶予制度があります。

手続きをせず、未納のままにしておくと時効により納付できなくなってしまい、将来受け取る年金額が減ってしまいます。病気やけがにより障がいが残っても障がい基礎年金を受けられない場合がありますのでご注意ください。